

## アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

**第一フロンティア生命お客さまサービスセンター  
フリーダイヤル**

**0120-876-126**

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)



現在の積立利率などは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>



年2回、「ご契約内容のお知らせ」を郵送します。

\*契約応当月・契約応当月+6ヶ月それぞれ月末のご契約内容を、翌月下旬以降に郵送します。

### サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問い合わせ
- ②保険金などの請求のお手続き
- ③ご契約内容の変更のお手続き

# プレミアレシーブM(円建)

定期支払金付積立利率変動型終身保険

大切なあなたの資産を、  
上手に使い、きちんとのこす。

<しおり・約款用>



<公的保険制度>



### ご検討、お申し込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知りたい事項などについて説明しています。

あわせてお読みいただき、大切に保管してください。

ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認いただけます。

### 公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

金融庁ホームページにて民間保険と関係のある公的保険制度について紹介しております。くわしくは、右記のコードからご確認ください。

### この保険商品のご検討に際しては、必ず生命保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

#### 契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約（契約の主体はお客さまと保険会社になります）であり、お客さまからのお申し込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店（みずほ銀行）の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

担当者（生命保険募集人）に関するお問い合わせは、照会先[第一フロンティア生命0120-876-126]までご連絡ください。

#### ご確認いただきたい事項

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」）に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「保護機構」によりご契約者の保護の措置※1が図られることになりますが、この場合でも、ご契約時にお約束した保険金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。その補償限度は、破綻時点の保険契約（再保険を除く）のうち、高予定利率契約を除き、責任準備金などの90%※2となっています。（2023年2月現在）
- 「保護機構」の詳細については、「ご契約のしおり」をお読みいただくか、生命保険契約者保護機構（TEL03-3286-2820・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス<https://www.seihohogo.jp/>）までお問い合わせください。
- 生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への保険契約の移転や補償対象保険金の支払いに係る資金援助などにより、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐことなどにより、ご契約者の保護を図ることにしています。
- 責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことです。その補償限度は責任準備金の90%であり、保険金・給付金などの90%が補償されるものではありません。また、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金の10%が削減されるという意味ではありません。たとえば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金の90%と移転費用の合計を上回る場合には、責任準備金の10%未満となる場合もあります。
- お申し込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

#### 募集代理店（みずほ銀行）からのお知らせ

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。
- 保険商品は、預金・金融債または投資信託ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりませんので元本の保証はありません。
- みずほ銀行がお客さまにご案内します保険商品について、お客さまがお申し込みをされてもお申し込みをされなくても、みずほ銀行とお客さまとの間の他の銀行取引（ご融資やご預金など）にはまったく影響はありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによってはみずほ銀行で保険のお申し込みをいただけない場合があります。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

#### [募集代理店]

**株式会社みずほ銀行**

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

**0120-855-519**

受付時間：平日 9:00~17:00  
(12月31日~1月3日、祝日・振替休日はご利用いただけません)

#### [引受保険会社]



**第一フロンティア生命保険株式会社**

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1  
日比谷フォートタワー

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客様サービスセンター **0120-876-126**  
フリーダイヤル

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

'23年4月版

登 B22F0228(2023.1.16) F2118-12 '23年3月作成 リ



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
- 解約時の市場金利の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

## 契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申し込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

この冊子は、「プレミアレシーブM(円建)」について記載しております。この他に「プレミアレシーブM(外貨建)」もございます。

#### [募集代理店]

#### [引受保険会社]



**みずほ銀行**



うけとる

毎年、決まった時期に受け取れたら  
いいと思うの!自分で使いたいわ♪



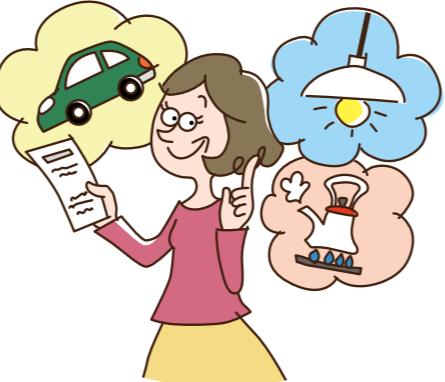
- ・趣味や旅行に使ったり…



- ・子や孫へプレゼントしたり…



- ・公共料金や税金の支払いにもあてたいわ



たしかに毎年、受け取れると  
うれしいね♪

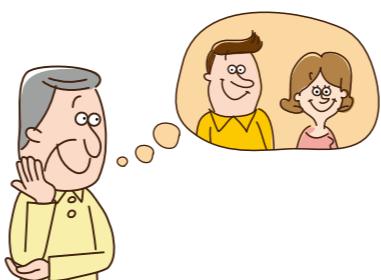
のこす

毎年受け取るのもうれしいけど、  
大切な家族にスムーズにのこしたいな



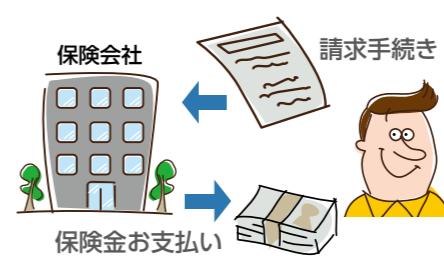
#### ＜生命保険を活用した3つの相続準備＞

- ・のこしたい人にのこせます



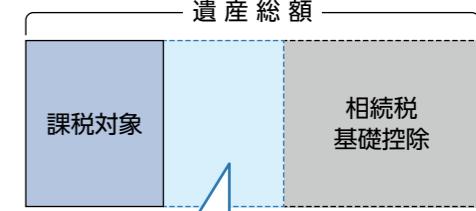
死亡保険金は  
受取人固有の財産となります。

- ・保険金はスムーズに現金化できます



当面の生活費や納税資金などの準備ができます。

- ・生命保険金の非課税枠を活用できます



\*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ適用されます。

▶P19・20

スムーズにのこすことも  
大事よね!



「うけとる」「のこす」2つの願い がかなえられる保険があります!

# うけとる

毎年 決まった時期 一生涯

定期支払金が指定口座に振り込まれます。

定期支払金額は、  
積立利率保証期間を通じ一定です。

定期支払金額 = 基本保険金額(一時払保険料) × 定期支払率

\*定期支払率は、契約日または更新日の積立利率および性・年齢別に応じて計算されます。  
\*定期支払金は被保険者が生存している限り、生涯にわたってお受け取りいただけます。



# のこす

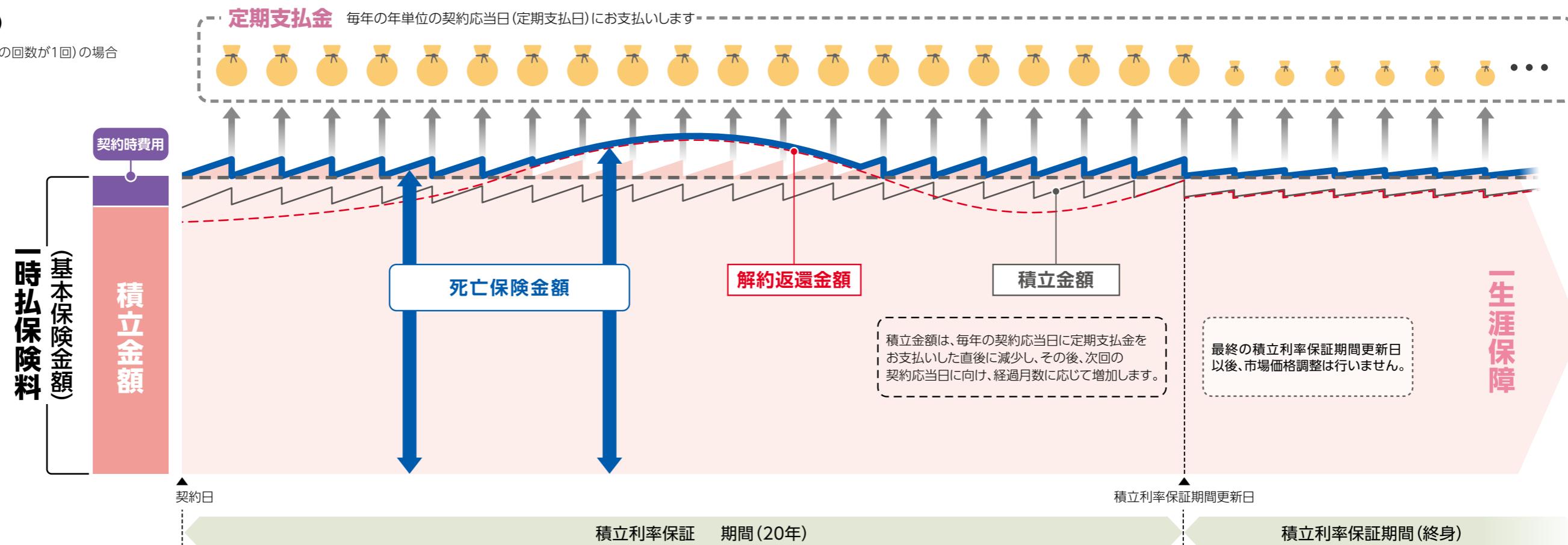
死亡保険金額は、  
一時払保険料以上と  
なります。

\*死亡保険金額の計算にあたって、それまでに定期支払金を何回受け取っていても、  
その分の金額が差し引かれるものではありません。



## しくみ図(イメージ)

契約年齢が56歳～75歳(更新の回数が1回)の場合



### 契約時費用について

契約年齢に応じて  
積立利率保証期間などが決まります。  
また、契約時費用を差し引きます。

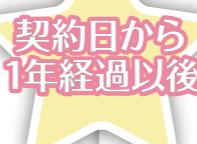
契約年齢	積立利率保証期間	契約時費用
0歳～75歳	20年	1.80%
76歳～87歳	15年	1.50%～1.01%

\*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額などを保証するものではありません。 \*契約年齢ごとの更新の回数については ▶P12 をご参照ください。

ニーズの変化に対応できます



この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、解約時の市場金利の変動など  
によって損失が生じるおそれがあります。 ▶P15・16



契約日から  
1年経過以後  
解約返還金額を原資として  
年金でのお受け取りに移行できます。

相続の備えはできたから  
あとは自分で使おうかな…

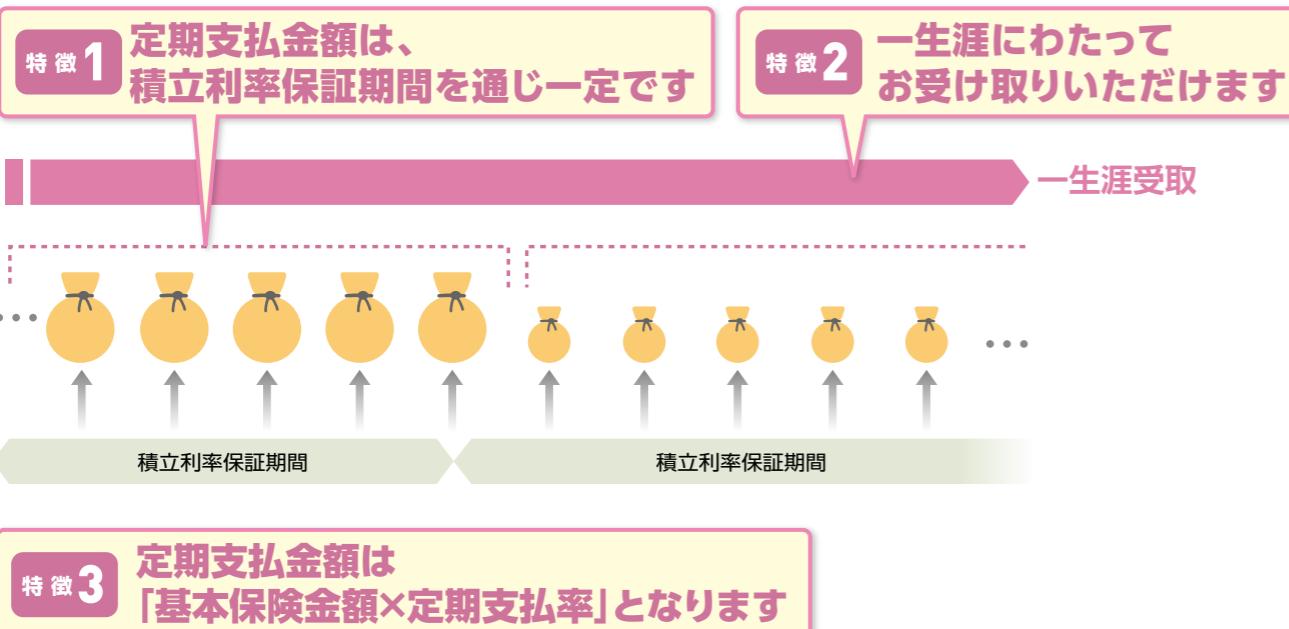
▶P11





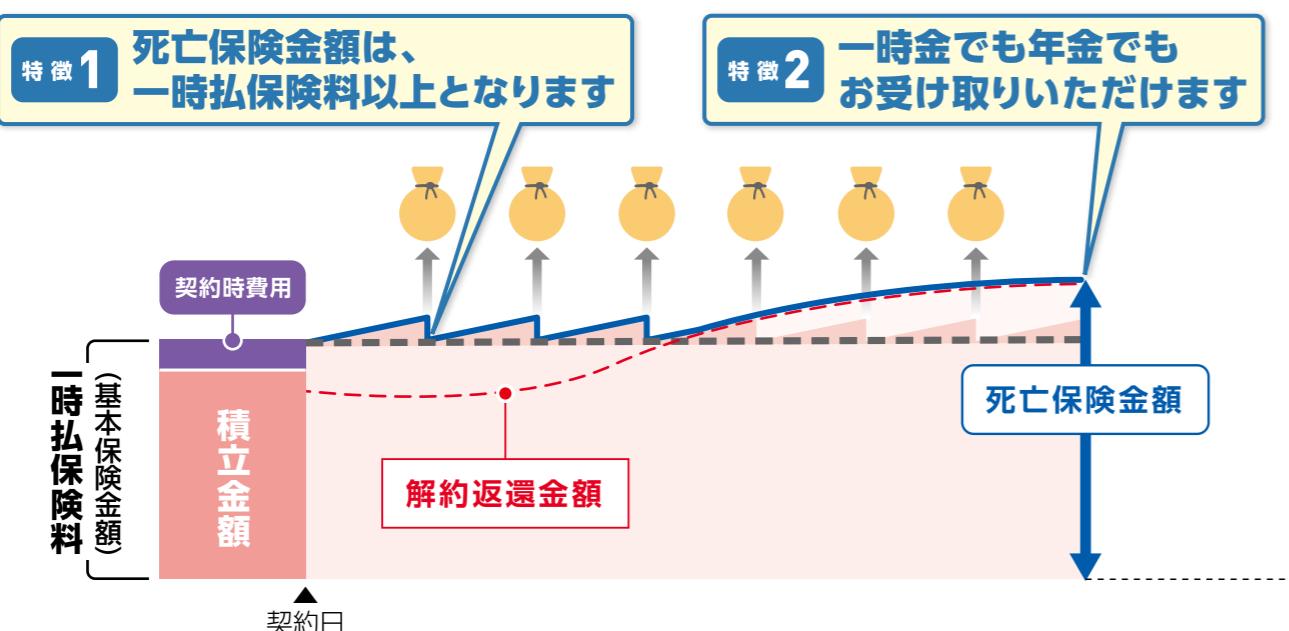
# 定期支払金について

[イメージ]



# のこす 死亡保険金について

[イメージ]



## 特徴 1

- 積立利率保証期間は20年(契約年齢が0歳~75歳)または15年(契約年齢が76歳~87歳)で、積立利率保証期間が更新された場合には、見直し後の定期支払金額がつぎの積立利率保証期間を通じ一定となります。
- 定期支払日が積立利率保証期間更新日となる場合は、更新前の積立利率保証期間の積立利率に応じた定期支払率を適用します。



定期支払金額は積立利率保証期間を通じて一定ですが、積立利率および定期支払率は積立利率保証期間更新日に見直されるため、変動(増減)することがあります。

## 特徴 2

- 定期支払金は、契約日から起算して1年経過以後、被保険者が生存している限り毎年、一生涯にわたってお受け取りいただけます。



定期支払金は、毎年の年単位の契約応当日にお支払いします。定期支払金を分割するお取り扱いはありません。

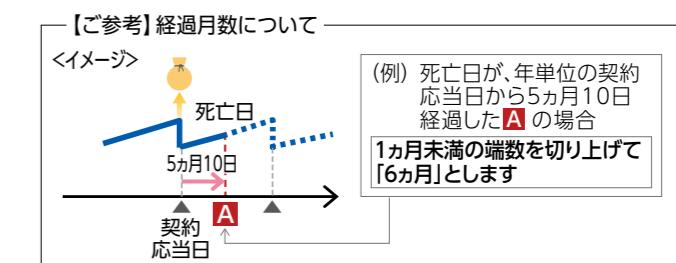
## 特徴 3

- 定期支払率は、契約日または積立利率保証期間更新日の積立利率および性・年齢別に応じて計算されます。将来、市場金利が上昇して積立利率が上昇すれば、定期支払金額も増加する期待があります。
- 更新時の積立利率は0.10%、定期支払率は0.01%が最低保証されます。



市場金利の低下により将来的に積立利率保証期間更新日の積立利率が下がった場合、定期支払金額が減少することがあります。

また、更新時における積立利率がご契約時と同じでも、定期支払金額が変わることがあります。



## 特徴 1

- 死亡保険金額は、被保険者が死亡したときのつぎのいずれか大きい金額となります。

解約返還金額

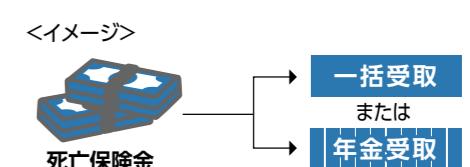
または

「基本保険金額 + 定期支払金額 × 経過月数 ÷ 12」  
によって計算される金額

- 死亡保険金額の計算にあたって、それまでに定期支払金を何回受け取っていても、その分の金額が差し引かれるものではありません。

## 特徴 2

- 「死亡給付金等の年金払特約」の付加により、死亡保険金を一時金にかえて年金でお受け取りいただけます。



支払事由発生後にこの特約を付加することはできません。▶P11

# ご契約後に第一フロンティア生命よりお届けする書類をご案内します。

ご契約後

## ①保険証券

ご契約内容を記載した保険証券を発送します。

\*「契約内容のご案内」、「生命保険料控除証明書」、「お手続きガイド」なども同封しています。



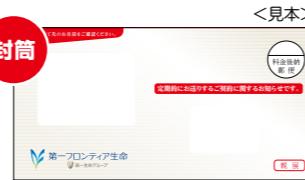
発送時期

毎年の  
定期支払日  
(契約応当月+1ヶ月)  
(契約応当月+7ヶ月)  
下旬以降

## ②ご契約内容のお知らせ

「契約応当月」・「契約応当月+6ヶ月」それぞれ月末の  
ご契約内容をお知らせします。

- 定期支払金額
- 死亡保険金額
- 解約返還金額



保

險

期

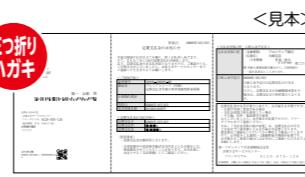
間

中

定期支払日

## ③定期支払金のお知らせ

- お支払内容
  - 支払金受取口座
  - 口座入金予定日
- 受取口座を変更する場合は、  
下記の「お客さまサービスセンター」にお問い合わせください。



## 定期支払金の指定口座への振り込み

口座入金予定日は、定期支払日の当日となります。  
(定期支払日が金融機関休業日の場合は、定期支払日の翌営業日となります)



## ④お支払明細

「お支払明細」(記載例)



毎年の  
定期支払日の  
翌営業日

お支払明細		作成日 XXXX年XX月XX日	
		第一フロンティア生命保険株式会社	
お手続き由	定期支払金のお支払い	お手続き日	○○○○年○月○○日
証券番号	○○○○○-○○○○○-○○	契約日	○○○○年○月○○日
保険種類	定期支払金付積立利率変動型終身保険		
契約者	第一太郎 様	被保険者	第一太郎 様
お支払内訳(単位:円)		【送金先口座】 (金融機関名) ○○○○銀行 (店舗名) ○○支店	
定期支払金	■■■■■	第一太郎 様ご口座 ※個人情報保護の観点から、口座番号等、情報の一部を 非表示としております。 ※口座入金予定日は通常、通知作成日の2営業日以内です。	
差引お支払額	■■■■■	確定申告書記入時に使用する金額 *「収入金額」 *「必要経費等」	▲▲▲▲▲円
お受取金額をご確認ください。 *源泉徴収のある場合は、その金額を差し引きます。		確定申告書の「雑所得」欄には、 この金額を転記してください。	
⚠ 定期支払金お受取時の税務の取り扱いについて、くわしくは P19・20 をご参照ください。			

更新日の  
2カ月前

## ⑤積立利率保証期間更新のご案内

更新後の保障内容(試算)などをお知らせします。

## 1 この商品は預金ではありません。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする**生命保険**です。  
預金とは異なり、また、**元本割れ**することがあります。



## 2 解約・減額した場合、 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります。

! 契約時費用

! 市場価格調整

〈市場価格調整(解約返還金額の増減)イメージ〉

1 解約の際の市場金利が、  
契約時と比べて上昇した場合



通常、解約返還金額が減少します

2 解約の際の市場金利が、  
契約時と比べて低下した場合



通常、解約返還金額が増加します

\*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。

〈解約返還金額の例〉 女性、50歳、積立利率保証期間:20年、積立利率:0.80%、平均指標金利:0.80%、一時払保険料:1,000万円

経過年数	解約返還金額(万円)	
	解約時の平均指標金利の変動幅	
	0.5%上昇	0.5%低下
1年	903	1,052
3年	910	1,047
5年	① 916	② 1,042
10年	933	1,030
15年	961	1,010
20年	990	990

経過年数5年の解約返還金額(契約時費用も加味)

1 解約時の平均指標金利が、  
契約時と比べて0.5%上昇した場合

一時払保険料  
**1,000万円** > 解約返還金額  
**916万円**

2 解約時の平均指標金利が、  
契約時と比べて0.5%低下した場合

一時払保険料  
**1,000万円** < 解約返還金額  
**1,042万円**

## 契約概要

■この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

■「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

■この保険の正式名称は、「定期支払金付積立利率変動型終身保険」です。

### 1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー
- 電話 0120-876-126
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

### 2 この保険の特徴について

- この保険は、積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率を定期的に見直すしきみの保険料一時払方式の終身保険です。
- 被保険者が死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。また、契約日から起算して1年経過以後、被保険者が生存している限り、毎年の年単位の契約応当日に定期支払金をお支払いします。
- 死亡保険金額が、一時払保険料相当額を下回ることはできません。
- 積立利率とは、積立金(一時払保険料から契約時費用を控除したうえで積み立てるお金)に適用される利率のこと、毎月2回(1日と16日)設定されます。  
積立利率の算出にあたっては、指標金利を参考に当社が定めた率から、保険契約関係费率を差し引きます。▶P17  
なお、積立利率は一時払保険料全体に対する実質的な利回りとは異なります。

■積立利率保証期間は、契約年齢が0歳～75歳の場合は20年、契約年齢が76歳～87歳の場合は15年で、満了日の翌日に更新前の積立利率保証期間と同一の期間で更新します。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が76歳以上(積立利率保証期間が20年の場合)または91歳以上(積立利率保証期間が15年の場合)となる場合は、その日を最終の更新日とします。最終の更新日に設定された当社所定の利率が、以後終身にわたり適用されます(契約年齢によっては、積立利率保証期間の更新が1回となる場合があります)。なお、積立利率は最低保証積立利率(0.10%)を下回ることはできません。

■商品のしきみ図(イメージ)については▶P3・4をご参照ください。

### 3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、解約時の市場金利の変動などによって損失が生じるおそれがあります。▶P15・16

## 4 保障内容について

### 死亡保険金

- 被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。
- 死亡保険金額は、被保険者が死亡したときにおけるつぎのいずれか大きい金額となります。

$$\begin{aligned} &\text{・解約返還金額} \\ &\text{・基本保険金額} + \frac{\text{定期支払金額}}{12} \times \frac{\text{経過月数}^*}{12} \end{aligned}$$

\*被保険者が死亡したときの直前の契約日または年単位の契約応当日から起算して被保険者が死亡したときまでの月数(1カ月未満の端数は切り上げ)をいいます。

### 定期支払金

- 契約日から起算して1年経過以後の毎年の年単位の契約応当日(以下「定期支払日」といいます)に被保険者が生存している場合、定期支払金をご契約者にお支払いします。

- 定期支払金額は、基本保険金額に定期支払率を乗じた金額となります。

- 定期支払率とは、毎年の定期支払金を定める際に基準となる率で、契約日(積立利率保証期間を更新した場合は、積立利率保証期間更新日)の積立利率に応じて性・年齢別に定め、積立利率保証期間の満了日まで適用します。ただし、定期支払日が積立利率保証期間更新日となる場合は、更新前の積立利率保証期間の積立利率に応じた定期支払率を適用します。なお、定期支払率は最低保証定期支払率(0.01%)を下回りません。

\*定期支払金の受取人をご契約者以外に変更することはできません。

## 5 付加できる特約について (くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください)

年金支払移行特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の満年齢が90歳以下の場合に限り、付加できます。</li> <li>■特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受け取りに移行できます。</li> <li>■特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■死亡保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。</li> <li>■死亡保険金の支払事由の発生前に限り、付加できます。</li> <li>■特約年金の受取回数は、所定の回数(5回～40回の5回きざみ)から選択できます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。</li> <li>■契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。</li> <li>■本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。</li> <li>■保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。</li> </ul>
死亡給付金等の年金払特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>■死亡保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。</li> <li>■死亡保険金の支払事由の発生前に限り、付加できます。</li> <li>■特約年金の受取回数は、所定の回数(5回～40回の5回きざみ)から選択できます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。</li> <li>■契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。</li> <li>■本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。</li> <li>■保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。</li> <li>■契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。</li> <li>■本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。</li> <li>■保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。</li> </ul>
保険契約者代理特約 フロンティアの ご家族安心サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。</li> <li>■契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。</li> <li>■本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。</li> <li>■保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。</li> </ul>

## 6 ご契約のお取り扱いについて

基本保険金額 (一時払保険料)	最低	100万円(1万円単位)
	最高	18億円 ※同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険および養老保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して18億円を超えることはできません。
保険期間	終身	
	契約年齢	0歳～75歳
積立利率保証期間	積立利率保証期間	20年
	契約年齢	76歳～87歳
更新の回数	ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が当社所定の年齢※以上となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。 ※積立利率保証期間が20年の場合は76歳、15年の場合は91歳となります。	
	更新回数の上限	契約日の被保険者の年齢に応じて決まります。
契約年齢	●積立利率保証期間20年	
	契約年齢	0歳～15歳
定期支払金受取人	更新回数の上限	4回
	契約年齢	16歳～35歳
死亡保険金受取人	更新回数の上限	3回
	契約年齢	36歳～55歳
保険料の払込方法	更新回数の上限	2回
	契約年齢	56歳～75歳
解約	●積立利率保証期間15年	
	契約年齢	76歳～87歳
基本保険金額の変更	更新回数の上限	1回
	契約年齢	契約日における被保険者の満年齢) ※適用される積立利率により、ご契約できない年齢・性別があります。
増額	契約年齢	
	契約年齢	ご契約者
減額	死亡保険金受取人	
	契約年齢	被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定
契約者貸付	契約年齢	保険料の払込方法
	契約年齢	一時払のみ取り扱います。
契約者貸付	契約年齢	解約
	契約年齢	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。
契約者貸付	契約年齢	増額
	契約年齢	取り扱いません。
契約者貸付	契約年齢	減額
	契約年齢	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。
契約者貸付	契約年齢	契約者貸付
	契約年齢	取り扱いません。

## 7 配当金について

- この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

## 8 解約返還金額について

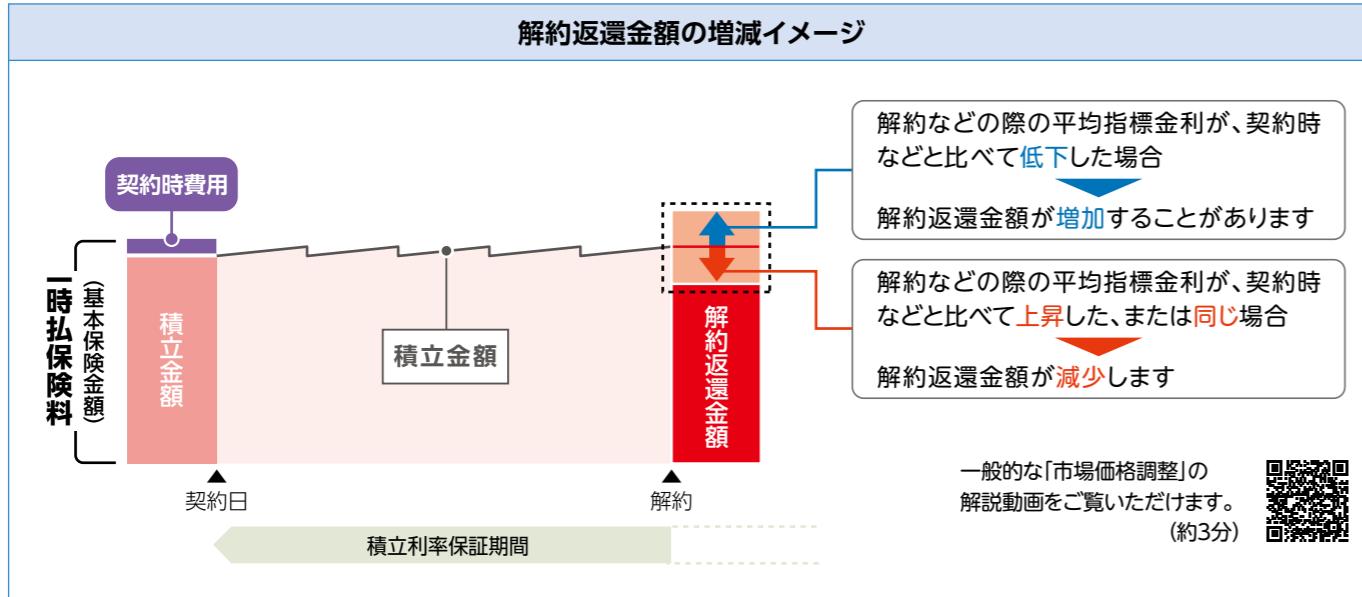
- 解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返還金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

### 市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことです。この手法により、解約・減額の際の平均指標金利に応じて、解約返還金額が増減します。

\*「市場金利」の水準に基づいて、解約返還金額の計算に適用する「平均指標金利」が算出されます。



- 市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left( \frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の平均指標金利}}{1 + \text{解約返還金計算日の平均指標金利} + 0.10\%} \right)^{\frac{\text{月数}}{12}}$$

\*「適用されている積立利率の算出時の平均指標金利」とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。

\*「解約返還金計算日の平均指標金利」とは、解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）とみなした場合に、当社の定める方法により計算される、この保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率の算出において用いる指標金利の平均値とします。

\*「月数」とは、積立利率保証期間の満了日までの月数（残存月数）に応じて以下のとおり計算されます。

- ・残存月数が120ヶ月以下の場合：残存月数
- ・残存月数が121ヶ月以上の場合：残存月数×0.6+48ヶ月

残存月数は、1カ月末満の端数がある場合は、これを切り捨てます。積立利率保証期間が更新されたとき、残存月数は更新後の積立利率保証期間の満了日までの月数となります。

\*解約返還金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日と16日）と解約返還金計算日の間に生じる金利変動や、運用資産売却時の費用等に備えるため、市場価格調整率において所定の係数（0.10%）を設定しています。このため、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）の市場金利と解約返還金計算日の市場金利が同一であっても、解約返還金計算日の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。

（積立金額に対して控除される率の例）

契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と解約返還金計算日に適用される平均指標金利が1.00%の場合

積立利率保証期間の満了日までの残存年数									
20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
1.57%	1.51%	1.45%	1.40%	1.34%	1.28%	1.22%	1.16%	1.10%	1.04%
10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
0.98%	0.88%	0.79%	0.69%	0.59%	0.49%	0.39%	0.29%	0.19%	0.10%

- 「年金支払移行特約」を付加して年金受取に移行する場合の特約年金原資額の計算に際しても、市場価格調整が適用されます。

- 最終の積立利率保証期間更新日（P12をご参照ください）以後は市場価格調整を行いません。

## 9 お客さまに負担していただく費用について

- くわしくは P15 をご参照ください。

## 注意喚起情報

■この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

■「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

### 1 ! お客様に負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

#### ご契約時

項目	費用					
一時払保険料から、基本保険金額に被保険者の年齢ごとに定めるつぎの率を乗じた金額を控除します。						
積立利率保証期間20年						
75歳以下	1.80%					
積立利率保証期間15年						
76歳	1.50%	80歳	1.50%	84歳	1.22%	
77歳	1.50%	81歳	1.43%	85歳	1.15%	
78歳	1.50%	82歳	1.36%	86歳	1.08%	
79歳	1.50%	83歳	1.29%	87歳	1.01%	

#### ご契約後

積立利率保証期間中、積立金から死亡保険金・定期支払金を支払うための費用を控除します。

\*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。また、積立利率の計算にあたって、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金などを支払うための費用（積立利率を最低保証するための費用を含みます）の率（=保険契約関係費率）をあらかじめ差し引いております。

#### 特定のご契約者に負担していただく費用

「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、つぎの費用を負担していただきます。

項目	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費)※ 年金支払管理に必要な費用です。	受取特約年金額 に対して最大0.35%	年金支払開始日以後、 特約年金支払日に控除します。

※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は2023年4月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、特約年金支払開始日以後は、特約年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。

### 2 ! この保険のリスクは以下のとおりです

#### 解約・減額する場合のリスクについて（損失が生じるおそれ）

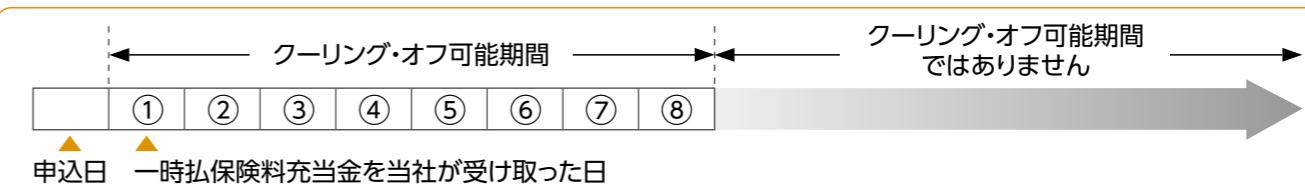
この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から控除することなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

### 3 8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

■お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。

※2 お申し込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申し込みの撤回など」といいます。



■お申し出方法が書面の場合、郵便（はがき、封書）※3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。お申し込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。

※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

<送り先> 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号  
第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター

■書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
お申し込みの撤回などをする旨	私は契約の申し込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名（自署）	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-XXXX-○○○○
お払込みいただいた金額	○,○○○,○○○円
ご本人名義の返金口座	○○銀行 ○○支店 預金種類 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

■お申し出方法が電磁的記録の場合、主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページよりお申し出ください。（第一フロンティア生命ホームページアドレス <https://www.d-frontier-life.co.jp/>）

■お申し込みの撤回などがあった場合、お払込みいただいた金額を全額お返しいたします。

### 4 告知は不要です

■この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

■入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申し込みはお取り扱いできません。

\*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取り扱いとなります。

5

## ご契約時に適用される積立利率は、契約日(保険料が第一フロンティア生命に着金した日)における積立利率となります

- 積立利率は毎月1日と16日の月2回設定されます。
- お申し込みから契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されますので、ご注意ください。
- 積立利率保証期間を更新する場合には、更新日の積立利率が適用されます。

積立利率は、積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた国債の流通利回りを指標金利とします。その指標金利の当社所定の期間における平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で当社が定めた率から、保険契約の維持および死亡保険金などを支払うための費用(積立利率を最低保証するための費用を含みます)の率(=保険契約関係费率)を差し引いた利率となります。

6

## 保障の開始は以下のとおりとなります(保障の責任開始期)

- 保険契約のお申し込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、**第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。**
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みは、お受けできません。

7

## 死亡保険金・定期支払金をお支払いできない場合があります

- 死亡保険金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、**ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど**)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(**ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど**)
- 死亡保険金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

8

## 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額はつぎの影響をうけます。
  - ①契約時費用
  - ②市場価格調整
- 解約返還金額の計算方法などくわしくは **▶P13・14** をご参照ください。

9

## 保険金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、死亡保険金額、定期支払金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、死亡保険金額、定期支払金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

10

## 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申し込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取り扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取り扱いに制限を受けることがあります。

11

## この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

12

## この保険にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

13

## 死亡保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

## ご加入の生命保険に関するお手続きや ご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

■第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申し出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。

■募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター **0120-876-126** 営業時間 9:00~17:00  
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

## 税務のお取り扱いは以下のとおりです

■ここに記載の税務のお取り扱いは2023年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取り扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取り扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

\*2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。

### ご契約時

■お払込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。  
介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払込んだ年のみ控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡保険金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。
--------------	---

### 保険期間中

■解約・減額時の差益に対する課税  
解約返還金額から一時払保険料等※1を差し引いた金額が、所得税(一時所得※2)+住民税の対象となります。  
※1 一時払保険料からそれまでに受け取った定期支払金額や減額返還金額の必要経費相当額が差し引かれます。

### 死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※2)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

\*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

※2 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

### 定期支払金受取時の課税

毎年受け取る定期支払金額から必要経費※3を差し引いた金額が、所得税(雑所得)+住民税の対象となります。

※3 必要経費は以下のとおり計算されます。

$$\text{必要経費} = \text{定期支払金額} \times \text{必要経費率} \left( = \frac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{基本保険金額} + \text{定期支払金受取予定総額}} \right)$$

なお、定期支払金受取予定総額は、第1回の定期支払金額および性・年齢別に応じた平均余命を用いて算出します。

必要経費率は、小数第三位以下を切り上げます。

#### ご参考 定期支払金受取時の課税の計算例

【例】女性70歳契約 一時払保険料相当額(基本保険金額)1,000万円 定期支払金10万円の場合

定期支払金受取時(71歳・余命年数14年)の計算は、

$$\begin{aligned}\text{雑所得金額} &= \text{定期支払金額} - \text{必要経費} \\ &= 100,000\text{円} - 88,000\text{円} \\ &= 12,000\text{円}\end{aligned}$$

$$\text{必要経費} = 100,000\text{円} \times \frac{1,000\text{万円}}{1,000\text{万円} + 140\text{万円}(10\text{万円} \times 14\text{年})} = 88,000\text{円}$$

### 余命年数表 (所得税法施行令 別表より抜粋)

\*定期支払金受取予定総額は、第1回の定期支払金額および性別・年齢別に応じた平均余命を用いて算出します。したがって、当商品では被保険者の性別・年齢に応じて1歳~88歳までの余命年数を使用します(契約年齢が0歳~87歳のため)。

年齢	余命年数		年齢	余命年数		年齢	余命年数	
	男性	女性		男性	女性		男性	女性
1歳	74年	79年	31歳	45年	50年	61歳	18年	22年
2歳	73年	78年	32歳	44年	49年	62歳	17年	21年
3歳	72年	77年	33歳	43年	48年	63歳	17年	20年
4歳	71年	77年	34歳	42年	47年	64歳	16年	19年
5歳	70年	76年	35歳	41年	46年	65歳	15年	18年
6歳	69年	75年	36歳	40年	45年	66歳	14年	18年
7歳	68年	74年	37歳	39年	44年	67歳	14年	17年
8歳	67年	73年	38歳	38年	43年	68歳	13年	16年
9歳	66年	72年	39歳	37年	42年	69歳	12年	15年
10歳	65年	71年	40歳	36年	41年	70歳	12年	14年
11歳	64年	70年	41歳	35年	40年	71歳	11年	14年
12歳	63年	69年	42歳	34年	39年	72歳	10年	13年
13歳	62年	68年	43歳	33年	38年	73歳	10年	12年
14歳	61年	67年	44歳	32年	37年	74歳	9年	11年
15歳	60年	66年	45歳	32年	36年	75歳	8年	11年
16歳	59年	65年	46歳	31年	36年	76歳	8年	10年
17歳	58年	64年	47歳	30年	35年	77歳	7年	9年
18歳	57年	63年	48歳	29年	34年	78歳	7年	9年
19歳	56年	62年	49歳	28年	33年	79歳	6年	8年
20歳	55年	61年	50歳	27年	32年	80歳	6年	8年
21歳	54年	60年	51歳	26年	31年	81歳	6年	7年
22歳	53年	59年	52歳	25年	30年	82歳	5年	7年
23歳	52年	58年	53歳	25年	29年	83歳	5年	6年
24歳	51年	57年	54歳	24年	28年	84歳	4年	6年
25歳	50年	56年	55歳	23年	27年	85歳	4年	5年
26歳	50年	55年	56歳	22年	26年	86歳	4年	5年
27歳	49年	54年	57歳	21年	25年	87歳	4年	4年
28歳	48年	53年	58歳	20年	25年	88歳	3年	4年
29歳	47年	52年	59歳	20年	24年			
30歳	46年	51年	60歳	19年	23年			

# フロンティアの ご家族安心サポート

●ご契約者の代わりに、あらかじめ指定されたご家族（保険契約者代理人）が契約の諸手続きや契約内容の確認を行うことができるサービスです。

●第一フロンティア生命の“全商品”に付加することができます。



**保険契約者  
代理特約**  

  
**契約内容  
ご案内制度**

契約者ご自身が、手続きを行う意思表示が困難である、またはそれに準ずる状態と判断される場合は、「保険契約者代理人」が本人に代わって手続きを行うことができます。

「保険契約者代理人」がご契約内容について、いつでも照会できます。

\*契約者ご本人への「保険証券」送付と同じタイミングで、保険契約者代理人に契約内容（契約者・被保険者・受取人・保険種類・保険料など）を郵送でお知らせします。

\*「フロンティアのご家族安心サポート」を付加するにあたり、費用はかかりません。また、所定のお手続きが必要となります。

## たとえば…

母（ご契約者）が認知症で意思表示が困難な状況に。介護施設への入居費用が必要…

**対策前**

認知症で  
意思表示が困難に



- 解約の手続きは、母（ご契約者）しかできない…
- 成年後見制度※の利用も手間がかりそう…
- 母の保険証券を見ても、内容がよくわからない…

困ったなあ…

**対策後**



いざという時、息子に手続きしてもらえて安心♪

- 困ったときでも、まとまった資金をスムーズに受け取れる準備ができるね！
- 母（ご契約者）の契約内容がいつでも確認できるのも安心♪

ご家族も安心

※認知症や知的障害のある方など、判断力が充分ではない方が不利益を被らないように、その方を援助してくれる方（成年後見人）を付け、法律的に支援する制度です。

保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」については、右記のコード（第一フロンティア生命ホームページ）からご確認いただけます。

## MEMO

21

22